⑹　入札方法　落札者の決定は、総合評価の方法をもって行うので、総合評価のための性能・機能・技術能力等に関する書類を提出すること。

なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額とする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。原則として当該入札の執行において入札執行回数は２回を限度とする。

なお、当該入札回数までに落札者が決定しない場合は、原則として、予算決算及び会計令（以下「予決令」という。）第99条の２の規定に基づく随意契約には移行しない。

⑺　電子調達システムの利用　本案件は、競争参加資格確認申請書等（以下「申請書等」という。）の提出、入札を電子調達システムで行う対象案件である。

なお、電子調達システムにより難い場合は、紙入札方式参加願を提出するものとする。

２　競争参加資格

⑴　予決令第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

⑵　令和01・02・03年度内閣府競争参加資格（全省庁統一資格）「役務の提供等」においてＡ、Ｂ、Ｃ又はＤ等級に格付けされた九州・沖縄地域の競争参加資格を有する者であること。（有資格者が「会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者」又は「民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者」については、手続開始の決定後、沖縄総合事務局長が別に定める手続きに基づく一般競争入札参加資格の再認定を受けていること。）

⑶　会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。（上記⑵の再認定を受けた者を除く。）

⑷　申請書等の提出期限の日から開札の時までの期間に、沖縄総合事務局長から「沖縄総合事務局の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」（昭和60年８月６日付け総会計第642号）に基づく指名停止を受けていないこと。

⑸　警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずる者として、沖縄総合事務局開発建設部発注業務等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

⑹　本業務に事業協同組合として申請書等を提出した場合、その構成員は、単体として申請書等を提出することはできない。

⑺　電子調達システムによる場合は、電子認証（ＩＣカード）を取得していること。

⑻　特記仕様書及び入札説明書の受領を済ませ、かつ、提出期限までに申請書等を提出していること。

⑼　平成16年度以降に、下記㋐に示す機関等が発注した、下記㋑に示す設備に係わる保守又は点検業務等において、申請及び資料等の提出期限までに受注者として業務を完了し、その履行実績を証明した者であること。

なお、履行実績は、建設業法上の建設工事のうち、「電気工事」又は「電気通信工事」の施工実績並びに製造契約による実績をもって代えることが出来る。

㋐　発注機関等は次のいずれかに該当する機関等とする。

・国の機関（事業団、特殊会社、独立行政法人及び特殊法人等改革基本法の対象法人を含む。）

・地方公共団体又は公共機関（災害対策基本法第二条第五号に規定する指定公共機関、第六号に規定する指定地方公共機関。）

・地方公社（地方住宅供給公社法（昭和40年法律第124号）に基づく地方住宅供給公社、地方道路公社法（昭和45年法律第82号）に基づく地方道路公社及び公有地の拡大の推進に関する法律（昭和47年法律第66号）に基づく土地開発公社又は地方公共団体の出資する公益法人その他であって、その名称に「公社」の文字が用いられているもの。）

（上記機関が発注した業務の場合は再委託でもよい。）

・民間企業

㋑　対象設備は次の①から④のいずれか１つの設備とする。

①　多重無線設備

②　長距離（30㎞以上）用光伝送設備

③　テレメータ観測装置又は放流警報装置（通信回線は無線とする。）

④　ダム（又は堰）放流制御設備

⑽　本業務の配置予定管理技術者は、申請書等の提出期限の時点で次の①から⑦のいずれか一つの条件及び履行開始（令和２年４月１日）時点で⑧から⑩の条件を満たすこと。

なお、業務経験は、電気通信施設点検基準（案）によるいずれかの設備の保守又は点検業務（再委託の実績含む）の実績又は建設業法上の建設工事のうち「電気工事」又は「電気通信工事」の施工実績、製造実績とする。

①　技術士（総合技術監理部門（選択科目を「電気電子」とするものに限る。））、技術士（電気電子部門）のいずれかの資格を有する者。

②　一級電気工事施工管理技士、二級電気工事施工管理技士のいずれかの資格を有する者。

③　一級電気通信工事施工管理技士、二級電気通信工事施工管理技士のいずれかの資格を有する者。

④　第一級総合無線通信士、第二級総合無線通信士、第一級陸上無線技術士、第二級陸上無線技術士、第一級陸上特殊無線技士のいずれかの資格を有し、業務経験が３年以上ある者。

⑤　学校教育法による大学、短期大学、高等専門学校もしくはこれらに相当する外国の学校において、電気工学又は電気通信工学に関する学科もしくはこれらに相当する外国の学科を修めた者、もしくは専修学校において電気工学又は電気通信工学に関する学科を修め、専門士もしくは高度専門士と称する者で、卒業後３年以上の業務経験を有する者であること。

⑥　学校教育法による高等学校、専修学校もしくはこれらに相当する外国の学校において、電気工学又は電気通信工学に関する学科もしくはこれらに相当する外国の学科を修めた者で、卒業後５年以上の業務経験を有する者であること。

⑦　上記⑤及び⑥以外の者で、７年以上の業務経験を有する者

⑧　通常の勤務時間において、沖縄本島内を主たる勤務地とし２時間以内に北部ダム統合管理事務所に到着できること。（移動手段として航空機の使用は認めない。）

⑨　配置予定管理技術者は、沖縄総合事務局（国土交通省含む。）発注の他の保守業務、点検業務又は運転監視業務の管理技術者を兼務することができる。

なお、兼務する場合は、履行開始（令和２年４月１日）時点の手持ち業務量（電気通信施設の保守業務、点検業務及び運転監視業務の当初請負金額の合計をいう。）は、２億円未満かつ５件以下であること。（本業務を含み、契約済み及び落札決定後未契約のものを含む。）

配置予定管理技術者は、複数申請できるものとする。

なお、配置予定管理技術者を複数申請する場合は、履行開始（令和２年４月１日）までに上記条件を満たす者を管理技術者として特定するものとする。

本業務の管理技術者が、他の保守業務、点検業務又は運転監視業務を兼務する場合は、本業務の履行開始（令和２年４月１日）までに発注者に兼務しようとする業務の概要を届出なければならない。

管理技術者の手持ち業務量は、本業務の履行開始（令和２年４月１日）から履行期間中に上記条件を超えないこととし、超えた場合には遅滞なくその旨を報告しなければならない。その上で業務の履行を継続することが著しく不適当と認められる場合には、当該管理技術者を、以下のａ～ｃまでの全ての要件を満たす技術者に交代させる等の措置請求を行う場合がある。

ａ　当該管理技術者と同等の業務実績（入札説明書又は特記仕様書で規定している業務実績。）を有する者。

ｂ　当該管理技術者と同等の技術者資格（入札説明書又は特記仕様書で規定している資格及び実務経験等。）を有する者。